

岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画

～がんばるあなたへの応援プラン～

(案)

(第4期計画 計画期間 令和2年度～令和6年度)

令和 年 月
岐 阜 県

目 次

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2

第2章 第3期計画の施策の検証

1 相談機能及び情報提供の強化	3
2 就業支援の促進	5
3 子育て支援及び生活支援	9
4 養育費の確保に向けた支援	11
5 経済的支援	12
6 母子・父子福祉団体に支援及び連携	14

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

1 離婚件数の推移	15
2 児童扶養手当受給者数の推移	15
3 ひとり親家庭等の現状	16
4 ひとり親家庭等を取り巻く課題	31

第4章 基本理念及び施策の柱

1 基本理念	33
2 施策の柱	33
[参考資料]施策の体系	35

第5章 具体的施策

1 相談機能及び情報提供の強化	36
2 就業支援の促進	38
3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進	42
4 子育て支援及び生活支援	43
5 経済的支援	46
6 地域における活動の促進	47

第6章 計画の推進

1 国、県、市町村、関係団体との役割及び分担	48
2 各種計画との連携	49
3 地域との協働	49

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

岐阜県では、平成17年に「岐阜県母子家庭及び寡婦等自立促進計画」（以下「計画」という。）、平成22年に第2期計画（計画期間 平成22年度～26年度）、平成26年に第3期計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）を策定し、ひとり親家庭や寡婦が自立した生活ができるよう、相談や就業支援、子育て支援や生活支援など効果的かつ総合的な福祉施策を展開してきたところです。

こうした中、ひとり親家庭を取り巻く現状を把握するため、「平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。この結果から、ひとり親家庭等の多くが生活上に悩みを抱えており、それは生活費や仕事、子育て・教育など多岐にわたっていることが明らかとなりました。

特に母子家庭においては、平均年間就労収入が196万円、就業者のうち約4割が「臨時・パート」と不安定な状況となっており、きめ細かい就労支援などが必要となっています。一方、父子家庭においては、平均年間就労収入が324万円と母子家庭と比較すると高くなっていますが、家事や子育てなどに困っており、仕事と家事の両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

国においては、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号。以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が平成27年10月に改定され、ひとり家庭への支援策を強化することが明記されました。

さらに、国の調査においてひとり親家庭の約半数が相対的貧困状態であるとされ、令和元年6月に改定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）において、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

また、国際社会においては、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」に「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことなどが掲げられました。

こうした国の状況やSDGsの理念を踏まえ、このたび計画期間の終期を迎える「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期）」の実績を検証するとともに、年々複雑、多様化していくひとり親等やその子どもを取り巻く環境に対応した自立支援のあり方について、第4期計画として取りまとめました。

第4期計画では、「相談機能及び情報提供の強化」、「就業支援の促進」、「養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進」、「子育て支援及び生活支援」、「経済的支援」、「地域における活動の促進」の6つを施策の柱として、ひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を發揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

2 計画の位置づけ

この計画は母子父子寡婦福祉法第12条に規定する県の「自立促進計画」です。

これは、県における、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため講じようとする施策の方向性を示すもので、県、市町村及び関係機関等の連携のもと一体的な施策の推進を図るための指針となるものです。

3 計画の対象

(1) 計画の対象者

この計画の対象者は、母子父子寡婦福祉法の規定により下記の定義による母子家庭、父子家庭及び寡婦とします。また、第3章「ひとり親家庭等の状況と課題」における「母子世帯」及び「父子世帯」は、「母子家庭」及び「父子家庭」と同義とします。

ただし、計画に掲げる施策の中には上記対象者以外の方を含めている場合があります。

[定義]

母子家庭	配偶者のない女子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
父子家庭	配偶者のない男子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者
ひとり親	母子家庭の母、父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
ひとり親家庭	母子家庭、父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、寡婦

(2) 計画の対象地域

この計画は岐阜県が広域行政としてひとり親家庭等に対する施策を推進するため、中核市である岐阜市を除いた岐阜県全域を対象地域とします。

4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 第3期計画（計画期間 平成27年度～平成31年度）の施策の検証

第3期計画（平成27年度～平成31年度）では、6つの項目を基本目標として、本県におけるひとり親家庭等の安定した子育てや就業、生活の実現を支援するため、様々な施策を推進してきました。特にひとり親家庭に対し、相談機能及び情報提供の強化を通じ、就業支援の促進を行ってきました。ここでは、第3期計画の基本目標ごとに施策を検証します。

1 相談機能及び情報提供の強化（目標1）

ひとり親家庭等の生活や就業に関する悩みについて相談を受け、必要な情報の提供や支援を実施するため、県内すべての福祉事務所へのひとり親自立支援員の配置やひとり親家庭等就業・自立支援センター事業等を行いました。

また、ひとり親家庭等の様々な相談に応じられるよう、研修等を実施し、相談員の資質向上を図ってきました。

相談機関の周知については、児童扶養手当認定時や現況届時に市町村等窓口においてひとり親家庭等福祉施策の広報を行うとともに、ホームページの充実を行うなどして制度の周知を推進しました。

今後も引き続き相談機能を拡充するとともに、各種支援制度のさらなる周知が必要です。また、ひとり親自立支援員等の相談関係者のスキルアップを図るため、研修の充実を図る必要があります。

① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施

県・市の福祉事務所に配置しているひとり親自立支援員が、ひとり親等の就業、子育て、教育、貸付等の種々の相談を受けて自立に向けた支援を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	10,148 件	8,494 件	9,392 件	6,742 件	6,912 件

② ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・相談、情報提供の実施

ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業等に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	255 件	230 件	420 件	692 件	661 件

(養育費相談を除く)

・専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施

離婚・親権等の問題、消費者金融や悪徳商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	14 件	16 件	11 件	20 件	17 件

(養育費相談を除く)

③ 民生委員・児童委員による地域における相談支援

厚生労働大臣の委嘱を受けて地域に配置されている民生委員・児童委員が地域のひとり親家庭等の相談に的確に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行ってきました。

④ ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化

ひとり親家庭等が必要とする行政サービスの情報提供及び広報周知が求められているため、児童扶養手当等の各種手続窓口や現況届提出時において、支援サービス情報の提供を行ってきました。

⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の研修の実施

ひとり親自立支援員等が専門的な視点を持ちつつ寄り添い方の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を毎年実施しました。また、様々な機関で相談対応する職員が情報交換を行うことができるよう、情報交換会も実施しました。

⑥ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施

女性相談センターにおいて、女性の様々な悩みや問題について電話による相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言や支援を行いました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	4,422 件	4,411 件	3,967 件	4,054 件	4,314 件

⑦ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介

仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供を行い、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	12,685 件	10,925 件	9,984 件	9,557 件	8,717 件
紹介件数	5,768 件	4,818 件	4,186 件	3,824 件	3,468 件

2 就業支援の促進（目標2）

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、受講料無料の介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、介護福祉士国家試験対策講座、医療事務、パソコン等の講習会を実施してきました。受講日時に関しては、受講者の希望に対応した講座を可能な限り選択できるようきめ細かな配慮をしました。

また、県や市において実施する自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業において、医療事務等の教育訓練を受講する場合や看護師等資格取得のために養成学校等へ行く場合に給付金を支給しました。さらに、ハローワーク等を通して行う各種の公共職業訓練コースの情報提供、あっせんを行いました。

相談や講習による資格取得の支援などについては、受講人数は近年増加していますが、依然として厳しい状況にあるひとり親家庭等の支援を強化するため、きめ細かい相談支援や講習会の充実等を図っていく必要があります。さらに、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用者側への理解の促進にも努める必要があります。

① ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の実施

・就業支援事業（相談・情報提供）の実施

就業に関する相談に応じ、適切な助言や情報提供等を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	157 件	98 件	120 件	173 件	143 件

・就業支援講習会（受講者）の実施

キャリアアップや就業に繋がる技能取得を目指す講習会を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
介護職員初任者研修	10 人	9 人	10 人	13 人	16 人
介護福祉士実務者研修	—	—	9 人	13 人	10 人
介護福祉士国家試験対策講座	—	—	—	—	8 人
医療事務	9 人	8 人	6 人	8 人	10 人
パソコン	—	—	18 人	23 人	16 人
簿記	—	—	—	—	3 人

※介護福祉士実務者研修は平成28年度から

実施介護福祉士国家試験対策講座及び簿記は平成30年度から実施

・就業支援セミナーの実施

就業に対する不安を取り除き、就業後の生活設計について知識を深めるため、就業支援セミナーを実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受講者	13人	11人	74人	74人	73人

・「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業の実施

ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、県内の求人情報を中心に、積極的に情報提供を行いました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
登録者	147人	188人	206人	216人	250人

・ハローワークと連携した就業支援の実施

必要に応じハローワークと連携した、就業支援を実施しました。

② ひとり親自立支援員による就業相談

県・市福祉事務所のひとり親自立支援員がひとり親家庭等の就業についての相談を受付、支援しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	880件	714件	866件	696件	659件

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業等の実施

児童扶養手当受給者等のひとり親に対し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し、様々な機関と連携しながら支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
策定人数	44人	38人	66人	93人	80人

④ 自立支援給付金事業の実施

・自立支援教育訓練給付金事業の実施

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練修了後に給付金を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施（町村）分	0人	2人	0人	7人	1人
市 実 施 分	6人	5人	7人	29人	28人

・高等職業訓練促進給付金等事業の実施

看護師や保育士など、資格取得を目的として養成機関において修業する場合に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施（町村）分	21人	15人	20人	32人	26人
市 実 施 分	154人	126人	150人	151人	159人

・ひとり親の学び直しに対する支援事業の実施

高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を講座修了時及び試験合格時に支給することで、学び直しを支援しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県実施（町村）分	—	0人	0人	0人	0人
市 実 施 分	—	0人	0人	2人	0人

※平成27年度より事業開始

⑤ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等に、経済的自立のための技能習得資金を貸し付けました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	4件	7件	6件	4件	3件

⑥ ひとり親等の就業支援情報の交換会議の実施

ハローワーク等関係機関と母子・父子福祉団体等との連携を図るため、ひとり親等の就業情報の交換会議を開催しました。

⑦ 総合人材チャレンジセンター事業の実施

雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるワンストップサービスを実施し、個人の能力向上と就業促進を図りました。

⑧ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用

就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援しました。

⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介

（きめ細かなマッチング・個別求人開拓）

職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業まで一貫して支援しました。

⑩ トライアル雇用奨励金の活用

トライアル雇用奨励金を利用することで、トライアル雇用を実施する事業所を増やし、その後の常用雇用へつながる支援をしました。

⑪ 職場適応訓練の受講

実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をしました。

⑫ 公共職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練＋委託訓練）・求職者支援訓練）の受講指示・支援指示

個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公共職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をしました。

⑬ ひとり親に対する公共職業訓練の実施及び訓練手当の支給

ハローワークの受講指示により技能習得を目的とした公共職業訓練及び職場適応訓練を受講するひとり親に対して、訓練期間の生活を保障し、その後の就業を支援するための手当を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	21人	37人	24人	19人	17人

⑭ ひとり親自立支援員等就業相談関係者の研修の実施

就業支援等の充実に向け、ひとり親自立支援員等就業相談関係者に対する研修を実施しました。

⑯ ひとり親家庭等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討

各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、理解と協力を求めました。県においても、ひとり親家庭等の就業を支援している、母子・父子福祉団体へ優先的に発注を行いました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	48 件	50 件	53 件	82 件	86 件
金 額	342,250 円	308,820 円	477,458 円	732,446 円	649,270 円

3 子育て支援及び生活支援（目標3）

ひとり親家庭の父母等をはじめ、保護者の就労形態の多様化等に伴う保育ニーズの増大に対応するため、「一時預かり」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「病児・病後児保育事業」等各種保育サービスへの支援を行いました。

特に県民ニーズの高い「病児・病後児保育事業」については、すべての市町村において実施できるよう支援を行ってきました。

今後は、これらの施策についてさらなる充実を図るとともに、地域で支える体制づくりに努める必要があります。

（1）子育て支援

① 保育所の優先入所の推進

市町村が実施するひとり親家庭の児童の保育所優先入所を支援しました。

② 放課後児童クラブの利用推進

「放課後児童クラブ」を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
設置数	333 校区	343 校区	346 校区	353 校区	356 校区
午後5時半を超えて開設している市町村数	39 市町	40 市町	40 市町	42 市町村	40 市町村
登録できなかった児童数	89 人	88 人	93 人	164 人	115 人

③ 多様な保育サービスの推進による支援

市町村が実施する延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育等の特別保育を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図りました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
延長保育	282 箇所	316 箇所	306 箇所	312 箇所	312 箇所
休日保育	9 市町				
病児・病後児保育	35 市町村	37 市町村	37 市町村	38 市町村	39 市町村

④ 子育て短期支援事業の推進

保護者の事情に配慮して、一時的又は数日間の短期入所生活援助や夜間養護を実施しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
ショートステイ	23 市町	22 市町	25 市町	26 市町	26 市町村
トワイライトステイ	11 市町	9 市町	11 市町	18 市町	18 市町村

⑤ 子育てサポートシステムの推進

育児の援助を希望するひとり親に対して、ファミリー・サポート・センター事業を推進しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
ファミリーサポート実施市町村数	32 市町	32 市町	33 市町	33 市町	33 市町村
病児・緊急対応強化事業	8 市町	9 市町	8 市町	10 市町	9 市町村

⑥ 児童等に対する学習支援事業

大学生等のボランティアが地域の公共施設等において塾形式や児童の家庭を訪問する家庭教師形式でひとり親家庭の児童等の学習を支援する事業を実施するとともに、事業を実施する市町村へ補助金を交付しました。

(2) 生活支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭支援員を派遣するひとり親家

庭等日常生活支援事業を実施する市町村に対し、補助金を交付しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	1市	1市	2市	2市	2市

② 公営住宅の優先入居の推進

県営住宅のひとり親家庭の優先入居制度を実施するとともに、市町村営住宅の母子家庭の優先入居制度の推進を支援しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
母子向け管理戸数	44世帯	44世帯	59世帯	59世帯	59世帯
母子世帯入居戸数	42世帯	42世帯	42世帯	43世帯	43世帯

③ 母子生活支援施設への入所保護

死別や離婚等などにより居住先が無い母子家庭に対し、子育てと生活ができるよう母子生活支援施設への入所・保護を実施しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
県内施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
定員数	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯	60世帯
入所状況	53世帯	44世帯	51世帯	56世帯	52世帯

※1 各年度4月1日時点の数値

4 養育費の確保に向けた支援（目標4）

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を推進するため、養育費の取り決めなどについて広報・啓発につとめ、相談等を実施しました。

離婚した後においても、子どもの養育に関する責務は両親にあるため、引き続き養育費の確保に向けた支援を行うとともに、養育費支払いも促す面会交流についても支援していく必要があります。

① 養育費の確保のための広報・啓発の推進

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置し、養育費の相談に応じるとともに、養育費講習会を実施しました。

② 養育費相談・養育費講習会の実施

・養育費相談の実施

母子・父子福祉団体等と連携して、養育費の確保のための広報・啓発の推進に努めるとともに、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費相談員を設置し、養育費の相談を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	104 件	71 件	229 件	220 件	231 件

・養育費講習会の実施

養育費確保に向け、養育費相談支援センターや弁護士等と連携し、養育費講習会を開催しました。

③ 特別相談事業を利用した養育費に関する法律相談の実施

弁護士による養育費に関する法律相談を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
相談件数	9 件	11 件	7 件	14 件	17 件

5 経済的支援（目標5）

重要な経済的支えである児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金などについて、給付・貸付等を行いました。

今後も、引き続き給付・貸付等を行うとともに、制度についての周知を図る必要があります。

① 児童扶養手当の支給

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないひとり親の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給しました。

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	14,444 人	14,242 人	14,205 人	13,628 人	13,063 人
支給額	67 億 1,220 万円	66 億 5,119 万円	66 億 3,415 万円	66 億 3,725 万円	64 億 4,565 万円

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施

ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉を推進することを目的とした、貸付を実施しました。

※岐阜市除く

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
貸付件数	302 件	238 件	207 件	221 件	237 件
貸付金額	1 億 6,399 万円	1 億 2,905 万円	1 億 1,448 万円	1 億 3,345 万円	1 億 4,982 万円

*貸付金には様々な種類がありますが、貸付件数の9割以上は子どもが高校や大学に進学するための修学資金（修学に必要な授業料、書籍代、通学費等）、就学支度金（就学に必要な入学金、被服等の購入費等）です。

*平成26年10月より「母子父子寡婦福祉資金貸付金」に名称変更

③ 福祉医療(母子家庭等・父子家庭)制度についての補助

市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付し、支援を行いました。

＜母子家庭等＞

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
補助金額	6億5,815万円	6億7,002万円	6億5,069万円	6億4,254万円	6億812万円
人 数	38,308 人	37,162 人	36,279 人	35,296 人	34,246 人
件 数	509,614 件	514,274 件	514,831 件	501,163 件	484,858 件

＜父子家庭＞

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
補助金額	3,566 万円	3,300 万円	3,069 万円	3,009 万円	2,656 万円
人 数	2,335 人	2,151 人	2,054 人	1,901 人	1,748 人
件 数	23,334 件	22,571 件	22,037 件	20,179 件	18,386 件

※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母及び当該児童並びに父母のいない18歳到達後の年度末までの児童

父子家庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父及び当該児童

④ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書

市町村において、児童扶養手当受給者に対し旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券割引証明書を交付しました。

⑤ 研修等による支援体制の整備

児童扶養手当の給付事務や母子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めました。

6 母子・父子福祉団体の支援及び連携（目標6）

地域の母子・父子福祉団体の活動に対し支援を実施しました。

引き続き母子・父子福祉団体の支援及び連携を図っていくとともに、地域における活動を支援していく必要があります。

① 母子・父子福祉団体との連携

母子・父子福祉団体へ行政情報の提供を積極的に行いました。また、母子家庭等福祉施策事業（岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業）を母子・父子福祉団体へ委託しました。

② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援

県のひとり親家庭等福祉向上のための中核機関である（一財）岐阜県母子寡婦福祉連合会に対し、「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付しました。

第3章 ひとり親家庭等の状況と課題

1 離婚件数の推移

岐阜県の平成30年の離婚件数は2,876件で、平成26年から減少傾向にあります。

○ 岐阜県の離婚件数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
離婚件数	3,182件	3,108件	3,058件	2,963件	2,876件

(参考) 全国数値

離婚件数	222,107件	226,215件	216,798件	212,296件	208,333件
------	----------	----------	----------	----------	----------

出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、平成30年度末で13,063人となっており、平成26年度と比べると1,381人減少しています。

また、手当の受給者となった理由別では、「離婚」の割合が最も多く、平成30年度では87.3%となっており、次いで未婚が8.3%と高くなっています。

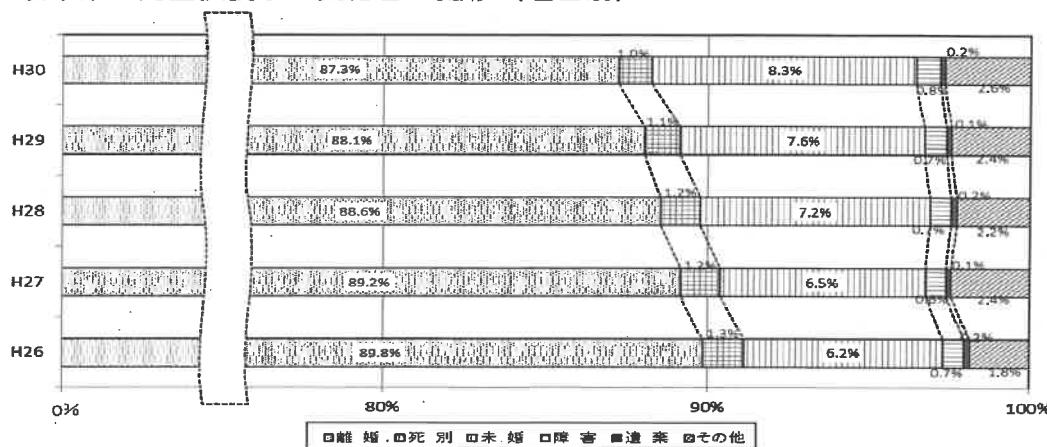
○ 岐阜県の児童扶養手当受給者と支給額の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
受給者	14,444人	14,242人	14,205人	13,628人	13,063人
支給額	67億1,220万円	66億5,119万円	66億3,415万円	66億3,725万円	64億4,565万円

(参考) 全国数値

受給者	1,058,663人	1,037,724人	1,009,844人	975,596人	940,696人
-----	------------	------------	------------	----------	----------

○ 岐阜県の児童扶養手当受給者の推移（理由別）



出典：「福祉行政報告例第61表」（受給者数）、「児童扶養手当国庫負担金実績報告書」（支給額）

3 ひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭の生活の状況を調査し、その結果を県の福祉施策に活用することを目的として、「平成30年度岐阜県ひとり親家庭実態調査」を実施しました。

○ 調査対象

県内に居住する母子世帯、父子世帯、寡婦世帯

○ 調査の時期

世帯数調査：平成30年7月1日現在（母子・父子世帯）

アンケート調査：平成30年10月1日現在（母子・父子・寡婦世帯 ※抽出調査）

○ 調査事項

(1)本人及び世帯の状況 (2)就労、家計の状況 (3)生活の状況 (4)子どもの状況
(5)福祉制度の利用状況 (6)その他

○ 調査方法

(1)世帯数調査

市町村において、児童扶養手当受給資格者台帳等から管内の母子世帯・父子世帯数を調査しました。

(2)アンケート調査

母子世帯及び父子世帯は、世帯数調査を基に選定した市町村において、無作為抽出した対象世帯に対して郵送で調査しました。また、寡婦世帯は、一般財団法人岐阜県母子寡婦福祉連合会の会員等から無作為抽出した対象世帯に対して郵送で調査しました。

○ 回収結果

区分	調査世帯数	回収世帯数	回収率
母子世帯	1,900	747	39.3%
父子世帯	400	159	39.8%
寡婦世帯	200	149	74.5%
合計	2,500	1,055	42.2%

(1)ひとり親家庭等の世帯数

○ 母子世帯

母子世帯数は1,720世帯で、前回調査から1,276世帯減少しました。

総世帯数に占める母子世帯の割合（以下「出現率」という。）は2.16%で、前回調査から0.25ポイント低下しました。

○ 父子世帯

父子世帯数は1,329世帯で、前回調査から219世帯減少しました。出現率は0.16%で、前回調査から0.04ポイント低下しました。

(単位：世帯、%)

区分	調査年	世帯数	出現率	増減数	増減率
母子世帯	平成 30 年度	17,720	2.16	△1,276	△6.7
	平成 25 年度	18,996	2.41		
父子世帯	平成 30 年度	1,329	0.16	△219	△14.1
	平成 25 年度	1,548	0.20		
総世帯数	平成 30 年度	819,175	32,027	4.1	
	平成 25 年度	787,148			

出現率=該当世帯数×100／総世帯数

(参考) 全国数値

※全国ひとり親世帯等調査結果より(以下同じ。)

母子世帯	平成 28 年度	1,232,000
	平成 23 年度	1,238,000
父子世帯	平成 28 年度	187,000
	平成 23 年度	223,000

(2) ひとり親になった理由

ひとり親世帯になった理由では、母子世帯では「生別」が 96.2%、「死別」が 3.9%、父子世帯では「生別」が 88.2%、「死別」が 11.6% となっており、ともに「生別」の割合が高く、特に母子世帯では「生別」が 9 割を超えています。

また、寡婦世帯では、「死別」の割合が高く、84.4% となっています。

「未婚」の割合は、母子世帯の方が父子世帯に比べ、8.5 ポイント高くなっています。前回調査と比較すると、母子世帯では 2.3 ポイント上昇しています。

(単位：%)

区分	調査年	死別	生別								小計
			協議離婚	調停離婚	審判離婚	裁判離婚	未婚	遺棄	行方不明	その他	
母子世帯	平成 30 年度	3.9	65.0	18.5	0.4	1.9	9.1	—	0.3	1.0	96.2
	平成 25 年度	2.4	90.3				6.8	—	0.1	0.3	97.5
父子世帯	平成 30 年度	11.6	73.5	11.0	0.6	1.3	0.6	0.6	—	0.6	88.2
	平成 25 年度	20.3	78.4				—	—	—	1.4	79.8
寡婦世帯	平成 30 年度	84.4	6.1	6.1	0.7	1.4	—	—	0.7	0.7	15.7
	平成 25 年度	83.6	15.8				0.7	—	—	—	16.5

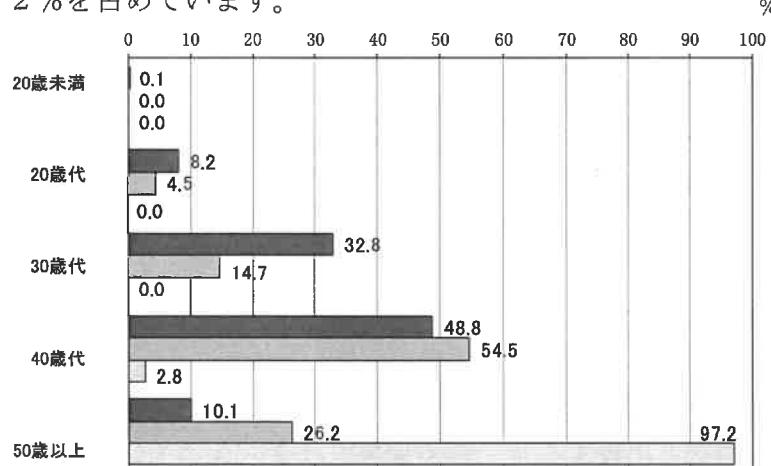
(参考) 全国数値

母子世帯	平成 28 年度	8.0	79.5	8.7	0.5	0.4	2.0	91.1
	平成 23 年度	7.5	80.8	6.7	0.4	0.4	3.1	92.5
父子世帯	平成 28 年度	19.0	75.6	0.5	0.5	0.5	3.0	80.0
	平成 23 年度	16.8	74.3	1.2	0.5	0.5	6.6	83.2

(3) 母親、父親及び寡婦の年齢

調査時点の母親の年齢は「40歳代」(48.8%)と「30歳代」(32.8%)の割合が高く、30歳代及び40歳代で約8割を占めています。これに対して、父親の年齢は「40歳代」(54.5%)、「50歳以上」(26.2%)の割合が高く、40歳代及び50歳以上で8割を占めています。父子世帯の方が、母子世帯より年齢階層が高くなっています。また、「20歳未満」と「20歳代」は、母親は8.2%、父親は4.5%となっています。

前回調査と比較すると、母親の年齢は「30歳代」が5.6ポイント低下し、「50歳代」が3.5ポイント上昇しています。また、父親の年齢は「30歳代」が3.1ポイント低下し、「50歳以上」で4.3ポイント上昇しており、母子世帯、父子世帯ともに高齢化している傾向がうかがえます。寡婦は、「50歳以上」で97.2%を占めています。



■母子世帯 □父子世帯 □寡婦世帯

(単位 : %)

区分	調査年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
母子世帯	平成30年度	0.1	8.2	32.8	48.8	10.1
	平成25年度	0.4	7.5	38.4	47.1	6.6
父子世帯	平成30年度	—	4.5	14.7	54.5	26.2
	平成25年度	2.1	4.1	17.8	54.1	21.9
寡婦世帯	平成30年度	—	—	—	2.8	97.2
	平成25年度	3.8	—	—	5.3	90.9

(参考) 全国数値

母子世帯	平成28年度	0.1	7.8	30.2	48.0	12.1
	平成23年度	0.4	10.4	35.4	41.7	8.9
父子世帯	平成28年度	—	3.2	19.8	44.0	31.6
	平成23年度	—	2.7	23.2	44.2	25.7

(4) 生活上の問題

困っていることについては、母子世帯、父子世帯において「生活費」の割合が最も高く、母子世帯(67.3%)、父子世帯(61.3%)となっており、寡婦世帯では「自分や家族の健康」(36.5%)の割合が最も高くなっています。

次いで、母子世帯では「子育て・教育」(30.8%)、「仕事」(28.6%)、父子世帯では「子育て・教育」(31.5%)、「仕事」・「借金・ローンの返済」(29.0%)、寡婦世帯では、「生活費」(32.7%)となっています。

前回調査と比較すると、「生活費」が母子世帯では5.6ポイント、父子世帯では2.8ポイント、寡婦世帯では8.6ポイント、それぞれ低下しています。

(単位：%)

区分	調査年	生活費	仕事	住宅	家事	康	自分や家族の健	医療費	子育て・教育	家族関係
母子世帯	平成30年度	67.3	28.6	12.4	4.7	19.6	5.6	30.8	6.7	
	平成25年度	72.9	35.0	10.3	5.3	21.1	2.9	31.5	4.9	
父子世帯	平成30年度	61.3	29.0	4.8	21.8	16.1	1.6	31.5	4.0	
	平成25年度	64.1	30.8	10.3	10.3	15.4	0.9	33.3	5.1	
寡婦世帯	平成30年度	32.7	25.0	3.8	3.8	36.5	5.8	1.9	7.7	
	平成25年度	41.3	10.9	2.2	—	21.7	15.2	6.5	13.0	

区分	調査年	関係実家・親戚との との関係	近所との の関係	再婚問題	い い 相談 相手が い な	返済	借 金・ ロ ー ン の	対する偏見	ひとり親家庭に する偏見	その 他	特 に な い
母子世帯	平成30年度	2.7	2.0	5.8	5.4	17.1	5.4	6.1	2.0		
	平成25年度	4.4	2.4	5.1	3.7	15.2	4.6	4.2	1.1		
父子世帯	平成30年度	3.2	2.4	6.5	8.1	29.0	6.5	3.2	3.2		
	平成25年度	3.4	0.9	11.1	11.1	34.2	2.6	—	—		
寡婦世帯	平成30年度	7.7	3.8	—	5.8	7.7	1.9	15.4	9.6		
	平成25年度	4.3	2.2	—	6.5	10.9	8.7	8.7	—		

(5) 収入の状況

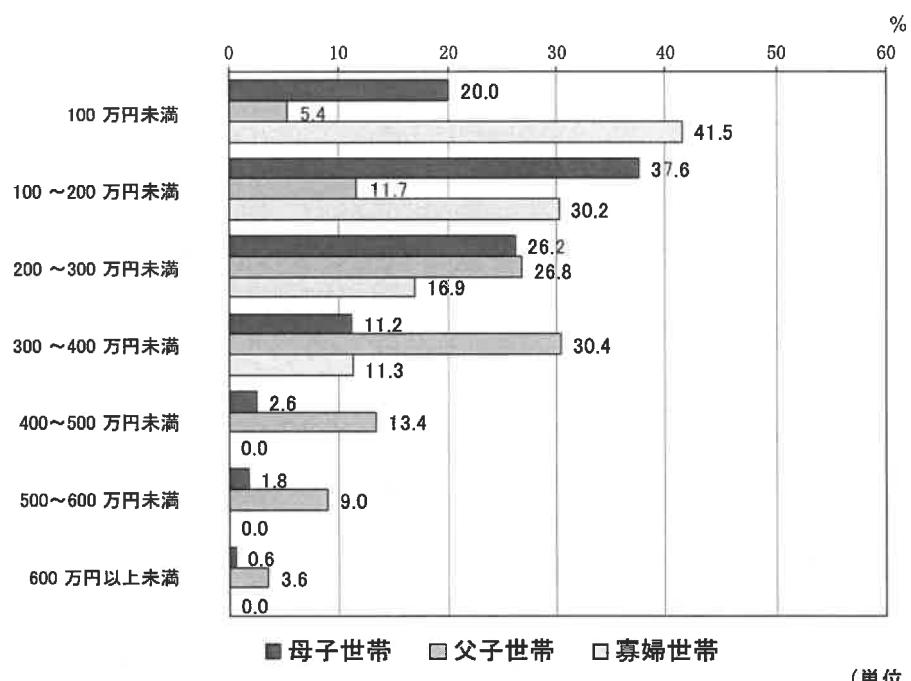
年間就労収入は、母子世帯では「100～200万円未満」の割合が37.6%で最も高く、「200～300万円未満」(26.2%)、「100万円未満」(20.0%)と続いています。

一方、父子世帯では「300～400万円未満」(30.4%)、「200～300万円未満」(26.8%)、「400～500万円未満」(13.4%)となっています。

また、年間就労収入が300万円未満の母子世帯は83.8%、父子世帯は43.9%となっています。

寡婦世帯は、「100万円未満」(41.5%)、「100～200万円未満」(30.2%)となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯で「400万円以上」の割合が増加しています。



区分	調査年	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600万円以上	平均額(万円)
母子世帯	平成30年度	20.0	37.6	26.2	11.2	2.6	1.8	0.6	196
	平成25年度	20.1	40.6	26.0	8.1	3.5	0.6	1.1	189
父子世帯	平成30年度	5.4	11.7	26.8	30.4	13.4	9.0	3.6	324
	平成25年度	3.3	25.5	20.0	30.0	10.0	7.7	3.3	304
寡婦世帯	平成30年度	41.5	30.2	16.9	11.3	—	—	—	154
	平成25年度	34.0	34.0	20.0	8.0	2.0	2.0	—	168

(参考) 全国数値

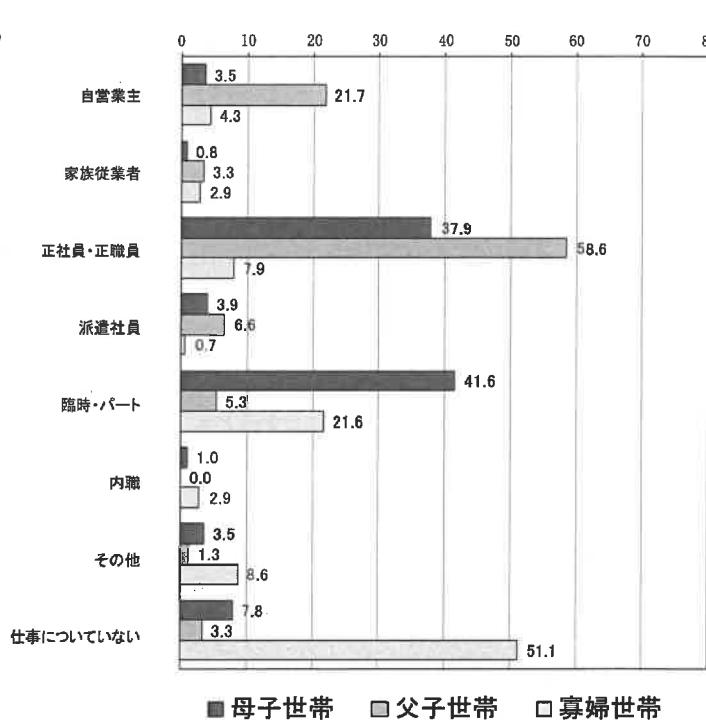
母子世帯	平成28年度	22.3	35.8	21.9	10.7	9.2	200
	平成23年度	28.6	35.4	20.5	8.7	6.8	181
父子世帯	平成28年度	8.2	11.7	15.3	24.9	39.9	398
	平成23年度	9.5	12.6	21.5	18.8	37.7	360

(6) 就労の状況

① 従業上の地位

従業上の地位は、母子世帯の母親では「臨時・パート」が41.6%で最も高く、「正社員・正職員」(37.9%)、「仕事についていない」(7.8%)が続いています。父子世帯の父親では、「正社員・正職員」が58.6%を占め、「自営業主」(21.7%)が続いています。寡婦では51.1%が「仕事に就いていない」となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「派遣社員」の割合が増加しています。



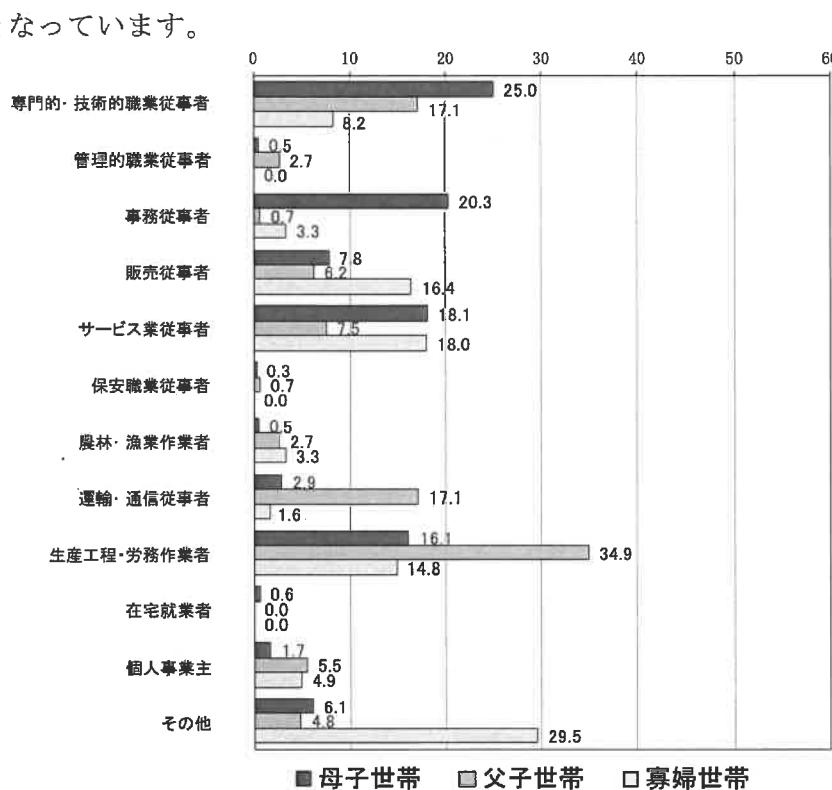
区分	調査年	自営業主	家族従業者	正社員・正職員	派遣社員	パート	内職	その他	仕事についてない	(単位：%)
母子世帯	平成30年度	3.5	0.8	37.9	3.9	41.6	1.0	3.5	7.8	
	平成25年度	2.1	1.1	37.3	4.3	41.7	1.1	4.9	7.6	
父子世帯	平成30年度	21.7	3.3	58.6	6.6	5.3	—	1.3	3.3	
	平成25年度	20.6	2.8	61.7	1.4	4.3	—	5.0	4.3	
寡婦世帯	平成30年度	4.3	2.9	7.9	0.7	21.6	2.9	8.6	51.1	
	平成25年度	5.6	2.1	8.5	1.4	26.1	4.2	7.7	44.4	

(参考) 全国数値

母子世帯	平成28年度	3.4	0.5	44.2	4.6	43.8	/	2.5	9.4
	平成23年度	2.6	1.6	39.4	4.7	47.4		3.7	15.0
父子世帯	平成28年度	18.2	2.6	68.2	1.4	6.4	/	1.4	5.4
	平成23年度	15.6	1.4	67.2	2.0	8.0		4.3	5.3

② 仕事の職種

仕事の職種は母子世帯の母親では「専門的・技術的職業従事者」が25.0%で最も高く、「事務従事者」(20.3%)、「サービス業従事者」(18.1%)と続いています。父子世帯の父親では、「生産工程・労務作業者」が34.9%で最も高く、「専門的・技術的職業従事者」・「運輸・通信従事者」(17.1%)で続いています。寡婦では、「サービス業従事者」(18.0%)、「販売従事者」(16.4%)、「生産工程・労務作業者」(14.8%)となっています。



■母子世帯 □父子世帯 □寡婦世帯

(単位 : %)

区分	調査年	専門的・技術的職業従事者	管理的職業従事者	事務従事者	販売従事者	サービス業従事者	保安職業従事者	農林・漁業作業者	運輸・通信従事者	労務作業者	生産工程・労務作業者	在宅就業者	個人事業主	その他
母子世帯	平成 30 年度	25.0	0.5	20.3	7.8	18.1	0.3	0.5	2.9	16.1	0.6	1.7	6.1	
	平成 25 年度	23.2	0.5	24.9	9.9	19.5	—	0.2	0.7	13.1	0.7	1.2	6.2	
父子世帯	平成 30 年度	17.1	2.7	0.7	6.2	7.5	0.7	2.7	17.1	34.9	—	5.5	4.8	
	平成 25 年度	11.4	4.5	3.8	6.8	8.3	2.3	1.5	15.9	31.1	—	8.3	6.1	
寡婦世帯	平成 30 年度	8.2	—	3.3	16.4	18.0	—	3.3	1.6	14.8	—	4.9	29.5	
	平成 25 年度	20.0	—	13.3	15.0	18.3	—	6.7	—	10.0	5.0	1.7	10.0	

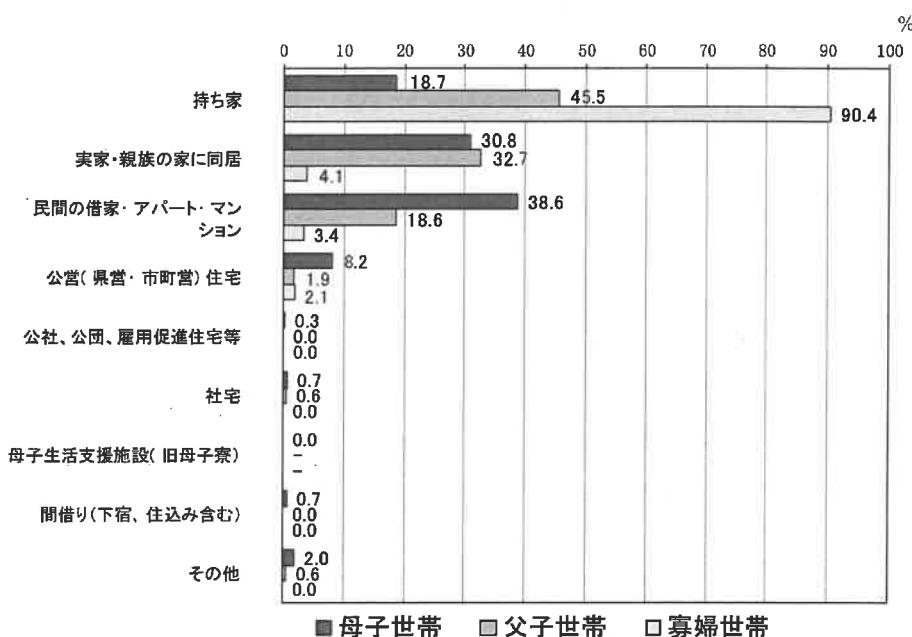
(参考) 全国数値

母子世帯	平成 28 年度	20.4	2.4	23.5	8.4	22.3	0.1	0.4	0.3	8.6	0.4	2.1	4.0
	平成 23 年度	18.1	1.5	21.8	9.4	23.0	0.2	0.4	0.5	8.6	0.2	1.5	6.3
父子世帯	平成 28 年度	20.5	9.8	4.3	4.6	11.0	1.2	5.8	6.6	10.1	0.3	5.5	0.6
	平成 23 年度	22.1	7.0	5.7	4.9	10.7	1.6	3.9	9.0	10.4	—	4.3	2.9

(7) 住居の状況

住居の状況は、「持ち家」が、父子世帯が45.5%、寡婦世帯が90.4%となっていますが、母子世帯では18.7%となっています。

母子世帯では、「民間の借家・アパート・マンション」が38.6%で最も高く、「実家・親族の家に同居」(30.8%)、「持ち家」(18.7%)、「公営(県営・市町営)住宅」(8.2%)と続いています。父子世帯では、「持ち家」に続いて、「実家・親族の家に同居」(32.7%)、「民間の借家・アパート・マンション」(38.6%)と続いています。



(単位 : %)

区分	調査年	持ち家	同居 実家・親族の家に	一ト・マンション 民間の借家・アパ	住宅 公営(県営・市町営)	公営(県営・市町営) 雇用促進住宅等	公社、公団、 社宅	(旧母子寮) 母子生活支援施設	住込み含む 間借り(下宿)	その他
母子世帯	平成 30 年度	18.7	30.8	38.6	8.2	0.3	0.7	—	0.7	2.0
	平成 25 年度	14.9	31.8	36.0	11.5	1.2	0.3	0.1	1.0	3.0
父子世帯	平成 30 年度	45.5	32.7	18.6	1.9	—	0.6	—	—	0.6
	平成 25 年度	51.0	27.2	12.9	3.4	0.7	1.4	—	—	3.4
寡婦世帯	平成 30 年度	90.4	4.1	3.4	2.1	—	—	—	—	—
	平成 25 年度	92.4	2.1	3.5	2.1	—	—	—	—	—

(参考) 全国数値

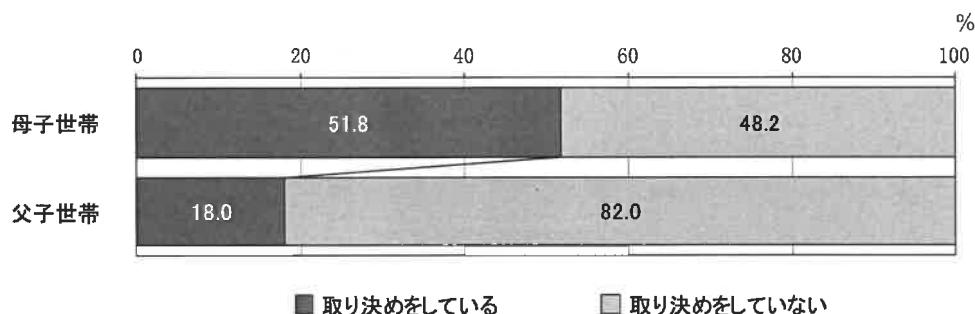
母子世帯	平成 28 年度	35.0	13.2	33.1	13.1	2.3	2.7
	平成 23 年度	29.8	11.0	32.6	18.1	2.5	
父子世帯	平成 28 年度	68.1	10.4	11.4	7.4	0.2	2.0
	平成 23 年度	66.8	7.8	15.2	4.8	1.2	

(8) 養育費の状況

① 養育費の取り決めの状況

養育費の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めをしている」の割合が 51.8%、父子世帯では 18.0% となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「取り決めをしていない」の割合が増加しています。



区分	調査年	取り決めをしている	取り決めをしていない
母子世帯	平成 30 年度	51.8	48.2
	平成 25 年度	49.8	50.2
父子世帯	平成 30 年度	18.0	82.0
	平成 25 年度	28.6	71.4

(参考) 全国数値

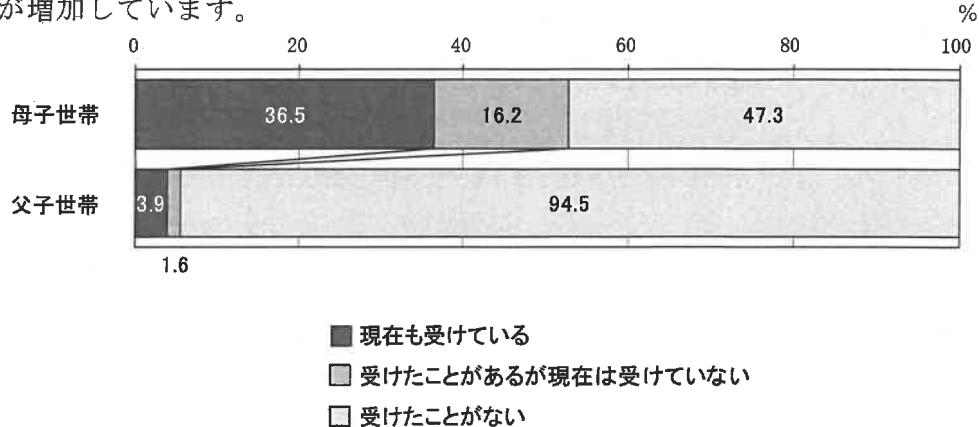
母子世帯	平成 28 年度	42.9	54.2
	平成 23 年度	37.7	60.1
父子世帯	平成 28 年度	20.8	74.4
	平成 23 年度	17.5	79.1

② 養育費の受給状況

養育費の受給状況について、母子世帯では「受けたことがない」の割合が47.3%、次いで「現在も受けている」の割合が36.5%、「受けたことがあるが現在は受けていない」の割合が16.2%となっています。

父子世帯では「受けたことがない」の割合が94.5%となっています。

前回調査と比較すると、母子世帯において、「現在も受けている」の割合が増加しています。



(単位：%)				
区分	調査年	現在も受けている	受けたことがあるが現在は受けていない	受けたことがない
母子世帯	平成 30 年度	36.5	16.2	47.3
	平成 25 年度	28.9	17.5	53.7
父子世帯	平成 30 年度	3.9	1.6	94.5
	平成 25 年度	7.3	1.8	90.9

(参考) 全国数値

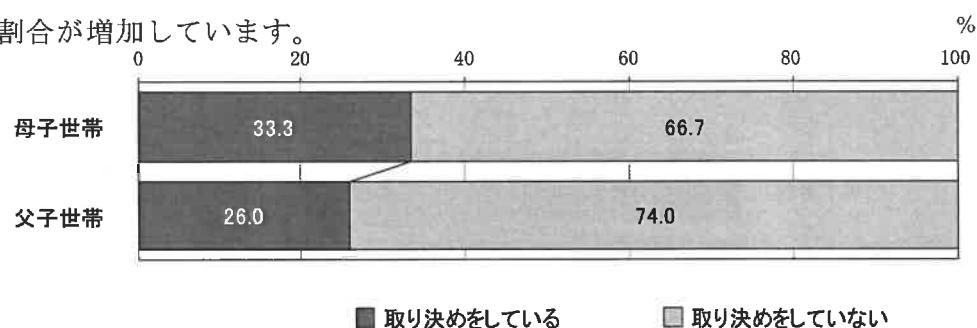
母子世帯	平成 28 年度	24.3	15.5	56.0
	平成 23 年度	19.7	15.8	60.7
父子世帯	平成 28 年度	3.2	4.9	86.0
	平成 23 年度	4.1	2.9	89.7

(9) 面会交流の状況

① 面会交流の取り決めの状況

面会交流の取り決めの状況について、母子世帯では「取り決めをしている」の割合が33.3%、父子世帯では26.0%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「取り決めをしていない」の割合が増加しています。



(単位 : %)			
区分	調査年	取り決めをしている	取り決めをしていない
母子世帯	平成 30 年度	33.3	66.7
	平成 25 年度	29.5	70.5
父子世帯	平成 30 年度	26.0	74.0
	平成 25 年度	31.3	68.8

(参考) 全国数値

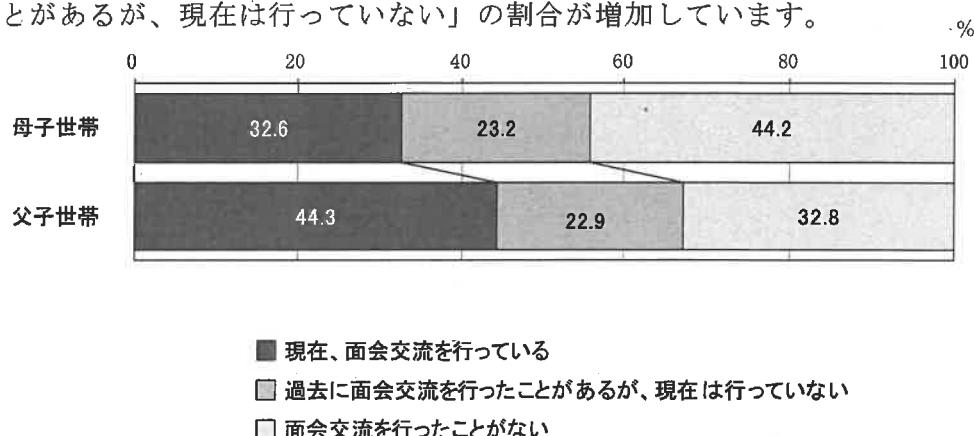
母子世帯	平成 28 年度	24.1	70.3
	平成 23 年度	23.4	73.3
父子世帯	平成 28 年度	27.3	66.9
	平成 23 年度	16.3	79.9

② 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況について、母子世帯では「面会交流を行ったことがない」の割合が44.2%、次いで「現在、面会交流を行っている」の割合が32.6%、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が23.2%となっています。

父子世帯では「現在、面会交流を行っている」の割合が44.3%、次いで「面会交流を行ったことがない」の割合が32.8%、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が22.9%となっています。

前回調査と比較すると、父子世帯において、「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」の割合が増加しています。



区分	調査年	現在、面会交流を行っている	(単位：%)	
			過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	面会交流を行ったことがない
母子世帯	平成 30 年度	32.6	23.2	44.2
	平成 25 年度	30.6	20.9	48.5
父子世帯	平成 30 年度	44.3	22.9	32.8
	平成 25 年度	44.2	15.4	40.4

(参考) 全国数値

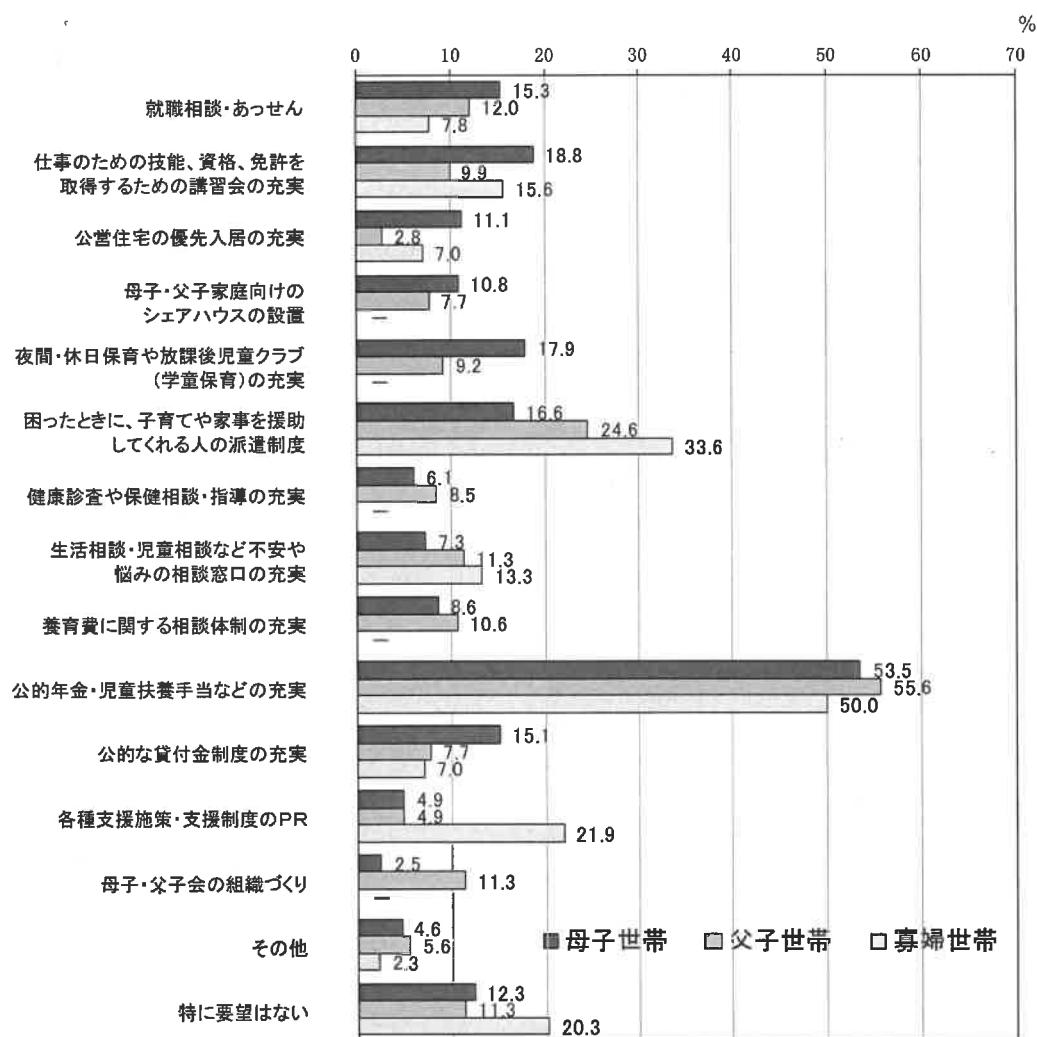
母子世帯	平成 28 年度	29.8	19.1	46.3
	平成 23 年度	27.7	17.6	50.8
父子世帯	平成 28 年度	45.5	16.2	32.8
	平成 23 年度	37.4	16.5	41.0

(10) 行政に対して希望すること

行政に対して希望することは、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が母子世帯で53.5%、父子世帯で55.6%、寡婦世帯で50.0%とすべての世帯において最も高くなっています。

次いで、母子世帯では「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(18.8%)、「夜間・休日保育や放課後児童クラブ（学童保育）の充実」(17.9%)、「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(16.6%)が続いています。

父子世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(24.6%)、「就職相談・あっせん」(12.0%)、「生活相談・児童相談など不安や悩みの相談窓口の充実」(11.3%)が続いています。また、寡婦世帯では「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる人の派遣制度」(33.6%)、「各種支援施策・支援制度のPR」(21.9%)、「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」(15.1%)となっています。

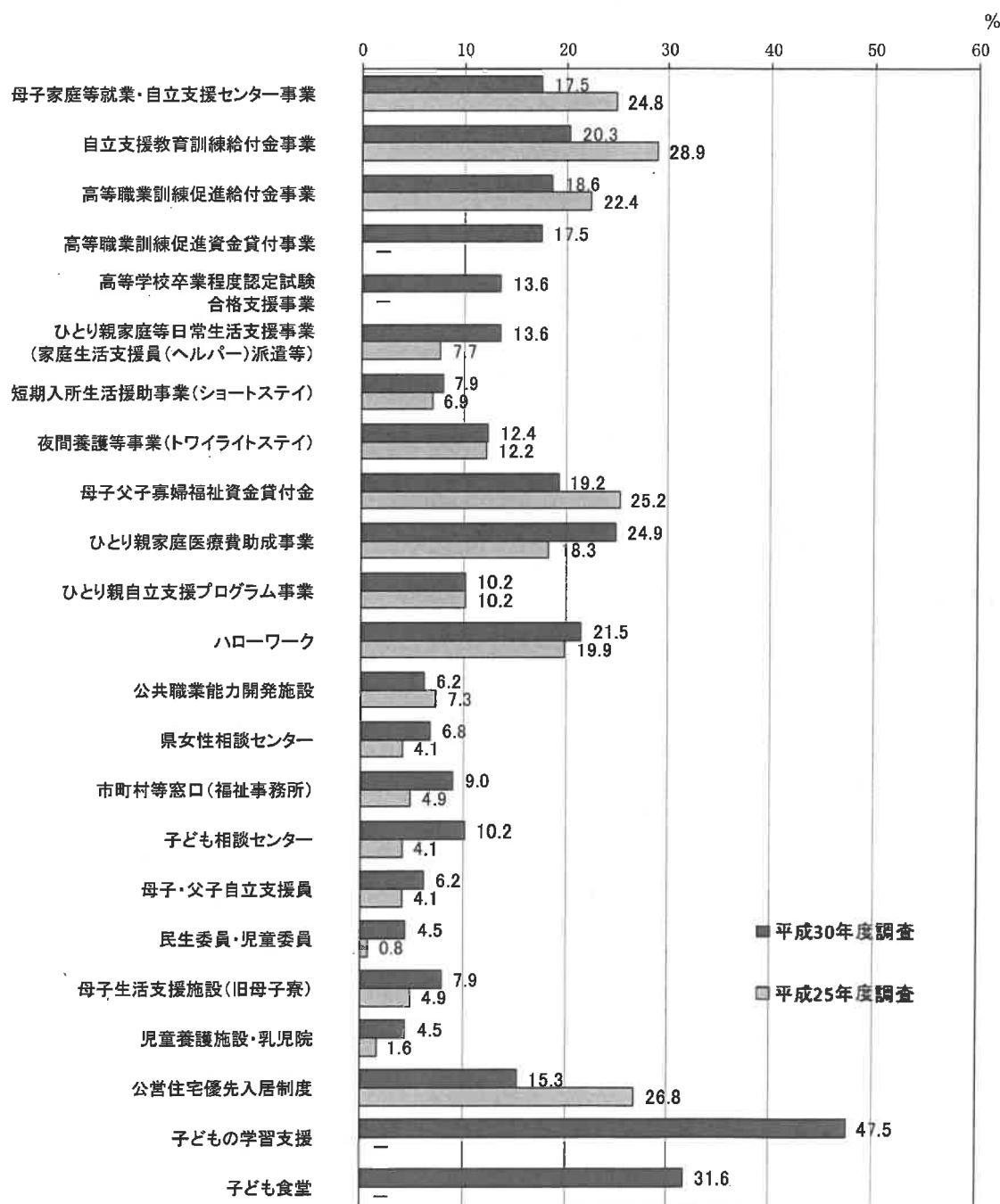


※寡婦では、図中「-」の選択肢なし

(11) 利用したいと考えている制度

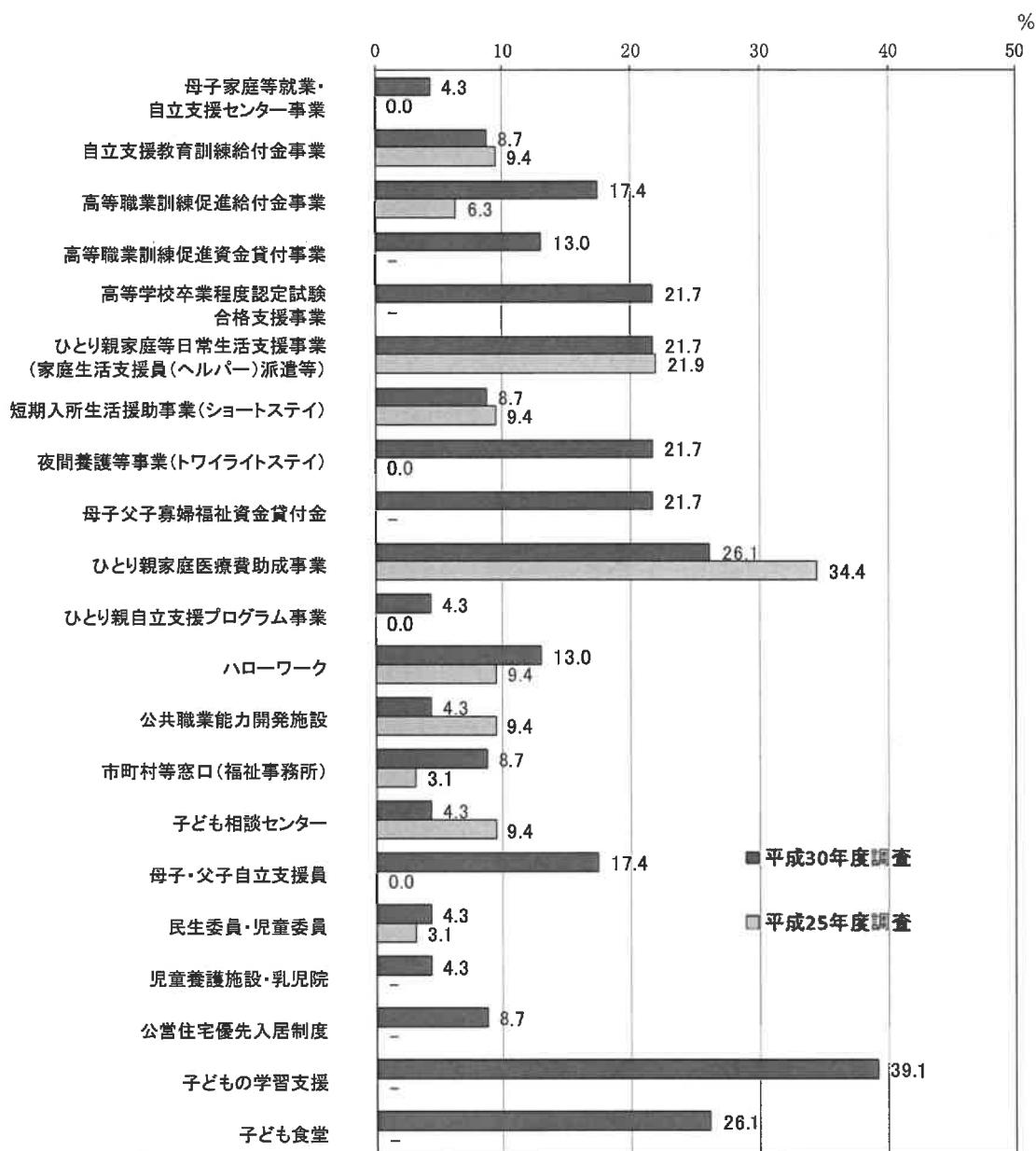
① 母子世帯

「子どもの学習支援」の割合が47.5%と最も高く、次いで「子ども食堂」の割合が31.6%、「ひとり親家庭医療費助成事業」の割合が24.9%となっています。



② 父子世帯

「子どもの学習支援」の割合が 39.1 %と最も高く、次いで「ひとり親家庭医療費助成事業」、「子ども食堂」の割合が 26.1 %となってています。



4 ひとり親家庭等を取り巻く課題

(1) 母子家庭

(現状)

母子家庭の母の平均年間就労収入は196万円となっており、困っていることについては、「生活費」が最も高く、就業者のうち41.6%が「臨時・パート」となっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「仕事のための技能、資格、免許を取得するための講習会の充実」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が47.5%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が31.6%となっています。

また、養育費を「受けたことがない」及び「受けたことはあるが現在は受けていない」割合は63.5%、「面会交流を行ったことがない」及び「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合は67.4%となっています。

(課題)

母子家庭に対しては、より収入が高い就業を可能にするため、技能、資格取得のための講習会等の充実や、相談機能のさらなる拡充を図っていく必要があります。

また、子どもの健全育成を図るため、学習支援や子ども食堂のさらなる拡充を図るとともに、養育費確保や面会交流の実施の促進を図る必要があります。

(2) 父子家庭

(現状)

父子家庭の父の平均年間就労収入は324万円と母子家庭の母と比較すると高くなっていますが、困っていることについては、「生活費」が最も高く、母子家庭の母と比較して「家事」が大幅に高くなっています。

行政に対する要望については、「公的年金・児童扶養手当などの充実」が最も高く、続いて「困ったときに、子育てや家事を援助してくれる派遣制度」が高くなっています。

利用したいと考えている支援については、「子どもの学習支援」の割合が39.1%と最も高く、続いて「子ども食堂」の割合が26.1%となっています。

面会交流の状況については、「取り決めをしていない」割合が74.0%、「面会交流を行ったことがない」及び「過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない」割合が55.7%となっています。

(課題)

父子家庭に対しては、仕事と家事の両立ができるよう、生活支援など各種支援制度の周知を図っていく必要があります。

また、子どもの健全育成を図るため、学習支援や子ども食堂のさらなる拡充を図るとともに、子どもの安心感や自尊心を育むため、面会交流の取り決めや実施の促進を図る必要があります。

(3) 寡婦

(現状)

寡婦の年齢は、70歳以上が65%となっています。

困っていることについては、「自分や家族の健康」が最も高くなっています。

行政に対する要望については、母子家庭や父子家庭に比べ「各種支援施策・支援制度のPR」が高くなっています。

(課題)

寡婦に対しては、各種支援施策・支援制度のPRについての要望が高くなっていることから情報提供を積極的に行っていくとともに、地域における団体の活動を支援し、連携強化を図っていく必要があります。

第4章 基本理念及び施策の柱

1 基本理念

ひとり親家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮していきいきと生活し、安心して子育てや仕事ができる社会づくりをめざします。

2 施策の柱

本県におけるひとり親家庭等の状況を分析したうえで、より安定した子育てや就業、生活ができるよう支援するために、以下の6つを施策の柱とし、総合的に推進します。

なお、調査結果より、依然として収入面の不安定さが判明し、その支援や施策の周知について強化していく必要があるとともに、養育費や面会交流の取り決め及び実施について、さらなる支援が必要であるため、1、2及び3について重点的に取り組みます。

1 相談機能及び情報提供の強化

ひとり親家庭等の子育て、生活に関する悩みや就業に関する悩みについて相談を受け、支援サービス等の情報を提供するとともに、支援実施機関と連携をとることにより相談機能及び情報提供の強化を図ります。

2 就業支援の促進

ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより経済的に自立した生活ができるよう、職業能力向上のための講習会の開催や、講座受講に対する支援、就業情報の提供や就職あっせん等の就業支援に取り組みます。また、ひとり親家庭等に対する社会的な理解の促進を図り、仕事と子育ての両立ができる働きやすい職場環境づくりに向けて、企業や関係機関と連携を深めていきます。

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

離婚によって別に生活することとなつても子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもにとっての生活の安定や子どもの健やかな成長を図るため、養育費の確保に対する相談体制の充実を図るとともに、面会交流支援に取り組みます。

また、養育費の確保や面会交流に関する取り決めの促進が重要であることの社会認識が進むよう広報・啓発を実施します。

4 子育て支援及び生活支援

ひとり親家庭等が安心して子育てと就業を両立できるよう、保育サービス等の充実による子育て支援を図ります。

また、貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭の子ども等が利用する学習支援や子ども食堂に対する支援の充実を図ります。

5 経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付などを行うことにより、ひとり親家庭等の経済的支援を行うとともに、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を実施します。

6 地域における活動の促進

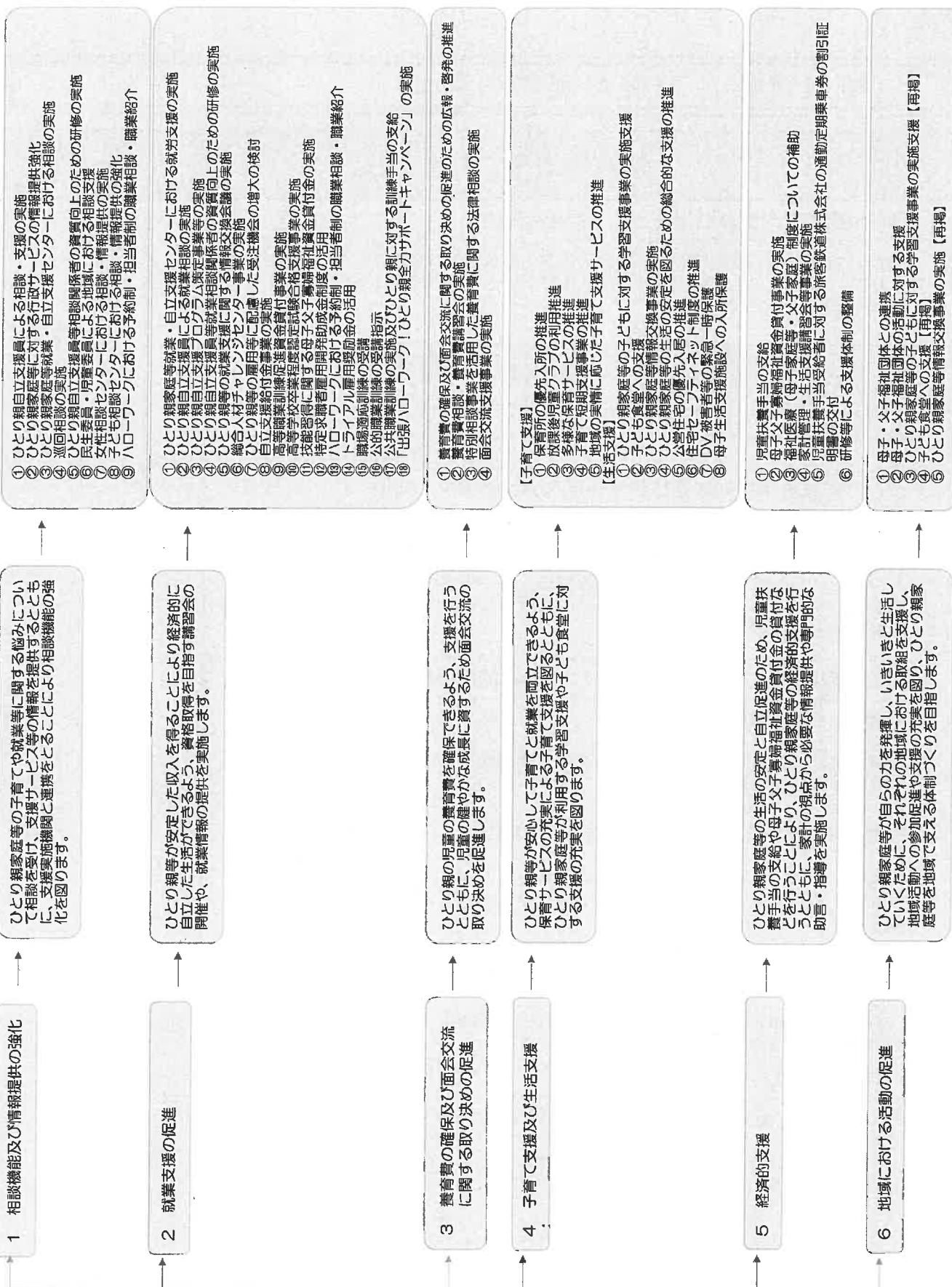
ひとり親家庭等が自らの力を発揮し、いきいきと生活していくために、それぞれの地域における取組を支援し、地域活動への参加促進や支援の充実を図り、ひとり親家庭等を地域で支える体制づくりを目指します。

施策の体系

施策の方向性

柱策の施

急理本基



岐阜県のうひひ家庭等の誰もが、主体的に自らの力を発揮してくわしかね井戸、安心して子育てや仕事ができる社会へと力を尽します。

第5章 具体的施策

1 相談機能及び情報提供の強化

具体的施策	対象者		実施主体						
	ひとり親	寡婦							
① ひとり親自立支援員による相談・支援の実施 県及び市の福祉事務所等に配置されたひとり親自立支援員がひとり親家庭等の生活、子育て、就業等の各種相談を受け付ける総合的な窓口として、自立に向けた支援を行います。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県・市						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>市（福祉事務所）※岐阜市除く</td> <td>31人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成30年度末時点)</p>	配置場所	人数	県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）	9人	市（福祉事務所）※岐阜市除く	31人			
配置場所	人数								
県（県事務所福祉課・岐阜地域福祉事務所）	9人								
市（福祉事務所）※岐阜市除く	31人								
② ひとり親家庭等に対する行政サービスの情報提供の強化 児童扶養手当等の認定手続きや現況届時などの機会をとらえ、各市町村窓口等を通じて、ひとり親家庭等に対する行政サービスをわかりやすく説明した、リーフレットを配布するなどして情報提供を行います。 また、支援情報・育児情報等の総合的な情報についてホームページやSNSを活用した情報発信を行います。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県						
<ul style="list-style-type: none"> 相談、情報提供の充実 相談員が就業に関する相談を中心に養育費相談やその他の相談にも応じ、適切な助言や情報提供等を行います。 専門家の法律相談（特別相談事業）等の実施 離婚・親権等の問題、消費者金融や悪徳商法など法律上の問題に対応するため弁護士等の専門家による法律相談等を実施し、ひとり親家庭等の不安を取り除きます。 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県						
④ 巡回相談の実施 相談窓口で相談する機会が得られにくいひとり親の方からの相談を広く受け付けることを目的として、ハローワークと連携し、多くのひとり親が行政機関を訪れる児童扶養手当の現況届の時期に合わせ巡回相談を行います。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県・市						
⑤ ひとり親自立支援員等相談関係者の資質向上のための研修の実施 高度化しているひとり親からの相談に対応するため、ひとり親自立支援員等相談関係者が専門的な視点を持ちつつ寄り添い型の支援ができるよう資質向上を目的とした研修を実施します。 特に、ひとり親家庭等就業・自立支援センターや県女性相談センター、ひとり親自立支援員等様々な機関で相談対応する相談員が情報交換を行い、互いに連携を強めることができる合同研修会を実施します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県						

⑥ 民生委員・児童委員による地域における相談支援	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
地域に配置されている民生委員・児童委員がひとり親家庭等の相談に応じます。また、民生委員・児童委員が的確にひとり親家庭等の相談に対応できるよう、研修等を通じてひとり親家庭等施策に関する情報提供を行います。			
⑦ 女性相談センターにおける相談・情報提供の実施	<input type="radio"/> (母子のみ)	<input type="radio"/>	県
女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談員が一緒に考え、助言や情報を提供するほか、心理カウンセリングなどを行います。また、配偶者からの暴力に悩む女性からの相談、保護を行い、自立に向けた支援を実施します。			
⑧ 子ども相談センターにおける相談・情報提供の実施	<input type="radio"/>	一	県
悩みを持っている子ども自身、親や家族、保育所や学校、地域の方から子どもについてあらゆる相談に応じ、共に考え、援助します。			
⑨ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
ハローワークでは、仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行います。予約制・担当者制となっており、きめ細かなマッチングにより就業まで一貫して支援します。			

2 就業支援の促進

具体的施策	対象者		実施主体						
	ひとり親	寡婦							
① ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援の実施									
<p>ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等の就業サービスを行い、ひとり親等の自立支援をすることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就業支援事業（相談・情報提供） <p>センターの就業支援員が、個々の家庭の状況、職業能力の適正、訓練の必要性等の就業カウンセリングに基づいた助言を行い、就業に関する必要な情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就業支援講習会 <p>ひとり親等を対象にキャリアアップや就業に結びつけるため、「介護福祉士実務者研修」や「医療事務」、「パソコン」等の技能取得講習会を実施し、より良い条件の就業につなげるための支援を行います。</p> <p>[目標となる指標]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（H31.3）</th> <th>目標（R6年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業支援講習会 受講者数</td> <td>63人</td> <td>90人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> • 就業支援セミナー <p>就職経験がない、もしくは就業に不安を感じているひとり親等を対象に就職準備や離転職に関する基本知識の習得や不安の解消を目的とした就業支援セミナーを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「就業支援バンク」を活用した就業情報提供事業 <p>ひとり親等の求職活動を支援するため、希望する就業条件等の登録を行い（就業支援バンク）、電子メール等を活用して就業に有効な情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ハローワークと連携した就業支援の実施 <p>ハローワークが保有する就業情報に直接アクセスし、より早い情報収集に努め、個々の状況、ニーズに応じた就業支援を実施します。</p>	項目	現状（H31.3）	目標（R6年度）	就業支援講習会 受講者数	63人	90人	○	○	県
項目	現状（H31.3）	目標（R6年度）							
就業支援講習会 受講者数	63人	90人							
② ひとり親自立支援員による就業相談の実施									
<p>県・市福祉事務所等のひとり親自立支援員がひとり親等の個々の状況を詳しく聞き取り、寄り添い型のきめ細やかな就業支援を行います。</p>	○	○	県・市						
③ ひとり親自立支援プログラム策定事業等の実施									
<p>ひとり親等と個別に面接し、個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し就業意欲の醸成を図るとともに、ハローワーク等とも連携しながら確実に就業につなげます。</p>									

		・ひとり親自立支援プログラムに基づく資格取得・スキルアップ支援			
		「高等職業訓練促進給付金」あるいは、「自立支援教育訓練給付金」または「ひとり親家庭等就業・自立支援センター講習会」等資格取得・スキルアップの支援制度を活用を図ります。また本人の意向を確認の上必要に応じて、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく支援事業につなぎ、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援が受けられるようにすることで、確実な就業を支援していきます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国・県・市 (プログラム策定は、県・市で実施。その後、支援に合わせ国と連携)
		・生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業に向けた支援事業の活用等			
		生活保護受給者等であるひとり親等に対し、生活保護法もしくは生活困窮者自立支援法に基づく就業支援の活用やハローワークにおいて「公共職業訓練の受講あっせん」を受けて資格取得・スキルアップをしたり、「トライアル雇用」等を実施した後、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」による就業支援を行っていきます。			
④	ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上のための研修の実施	専門的な視点できめ細やかな就業支援が行えるよう、ひとり親自立支援員等就業相談関係者の資質向上を図るため研修を行います。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑤	ひとり親等の就業支援に関する情報交換会議の実施	ひとり親家庭等就業・自立支援センターとハローワークをはじめ、ひとり親等の就業を支援する関係機関が連携を図るため、定期的に情報交換会議を開催し、効果的な支援の検討や情報交換を行います。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑥	総合人材チャレンジセンター事業の実施	若年層から中・高年齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談にキャリアカウンセラーが対応します。 職業紹介を行うハローワークを併設し、一体的に支援します。 就職に必要な基礎知識、就職活動のノウハウなどを提供しています。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑦	ひとり親等の雇用等に配慮した受注機会の増大の検討	ひとり親等の雇用の促進に向け、各公的機関、経済団体及び民間事業者に普及啓発を行い、受注機会の増大を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑧	自立支援給付金事業の実施	就業に結び付きやすい資格取得を目的に、養成機関で修業する際、その期間中の生活の不安から意欲があっても足踏みしてしまうことのないよう下記の自立支援給付金事業を通して安定した修業環境を提供します。			
	・自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した、ひとり親に対して、教育訓練終了後に給付金を支給することにより、自立の促進を図ります。			
	【対象講座】	雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等			

【支給額】

- ・一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格者でない者
受講に要した経費の60%（支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
- ・専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者
受講に要した経費の60%（支給上限80万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）
- ・雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額
- ・高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親が看護師や保育士など、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関に1年以上修業する場合に、生活の経済的負担を軽減し、資格取得を容易にすることを目的に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【対象資格】

法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムが必要とされる資格

【支給期間】

修業する全期間（上限48か月）

【支給額】

・高等職業訓練促進給付金

市町村民税非課税世帯 月額100,000円（修業最終年次は月額140,000円）

市町村民税課税世帯 月額 70,500円（修業最終年次は月額110,500円）

・高等職業訓練修了支援給付金

市町村民税非課税世帯 50,000円

市町村民税課税世帯 25,000円

【目標となる指標】

項目	現状(H31.3)	目標(R6年度末)
高等職業訓練促進給付金受給者数	142人	180人

⑨ 高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親の自立の促進を図ります。

【貸付額】

・入学準備金 養成機関入学時に貸付 上限50万円

・就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合に貸付 上限20万円

【返還免除規定】

・養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、県内において5年間引き続き業務に従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

○ - 県・市

○ ○ 県

⑩ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施			
<p>高等学校を卒業していないひとり親又は子が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、また、試験に合格した場合に、受講費用の負担を軽減するため、給付金を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講修了時給付金 受講費用の4割 上限10万円 ・合格時給付金 受講費用の2割 受講修了時給付金と合わせ上限15万円 	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県・市
⑪ 技能習得に関する母子父子寡婦福祉資金貸付金事業の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
ひとり親等が経済的自立を図ることができるよう、技能修得をするための資金を貸付けます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑫ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用	<input type="radio"/> <small>(父子 は、児童 扶養手当 受給者に 限る。)</small>	—	国
就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度によりひとり親の就職を支援します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
⑬ ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介 （きめ細かなマッチング・個別求人開拓）【再掲】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
職業相談・職業紹介を予約制・担当者制できめ細かなマッチングを行い、個別求人開拓等により、就業まで一貫して支援しています。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
⑭ トライアル雇用奨励金の活用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職職者を、一定期間試行雇用する事業主に対して助成金を支給する制度により、その後の常用雇用へつながる支援をします。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
⑮ 職場適応訓練の受講	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をします。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
⑯ 公的職業訓練（公共職業訓練（施設内訓練十委託訓練）・求職者支援訓練）の受講指示	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公的職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をします。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
⑰ 公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当の支給	<input type="radio"/>	—	県
公共職業訓練受講期間中の生活保障となる訓練手当の支給により、ひとり親の職業訓練の受講機会の拡大及び職業技能の習得を支援します。	<input type="radio"/>	—	県
⑱ 「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国
児童扶養手当の現況届を提出する8月にハローワークとひとり親家庭等就業・自立支援センターが連携し、出張相談を実施します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	国

3 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 養育費の確保及び面会交流に関する取り決めの促進のための広報・啓発の推進 離婚によって別に生活する世帯となつても子どもの養育に対する責務は両親にあり、子どもにとっての生活の安定、子どもの健やかな成長を図るために、養育費の確保や面会交流に関する取り決めの促進が重要であることについての社会認識が進むよう、関係団体等と連携して広報・啓発を行います。	○	—	県
② 養育費相談・養育費講習会の実施 ひとり親家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を設置して相談に応じるとともに、養育費確保に向け、養育費相談支援センターや弁護士等と連携し、講習会を開催します。	○	—	県
③ 特別相談事業を活用した養育費に関する法律相談の実施 一般相談では解決しにくい、法律上の問題等について、弁護士等専門家による養育費相談を実施します。	○	—	県
④ 面会交流支援事業の実施 面会交流支援事業を適切に実施することにより、子どもの生活や精神面の安定、健やかな成長を図ります。また、別居親が子どもの成長を見守ることにより、実親としての養育の責務を果たすことや子どもの養育費を支払う意欲へつなげます。	○	—	県

4 子育て支援及び生活支援

子育て支援			
具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 保育所の優先入所の推進 ひとり親家庭の児童の保育所の優先入所を支援し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○	—	市町村
② 放課後児童クラブの利用推進 仕事と子育ての両立支援及び児童の放課後の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」にひとり親家庭の児童の優先入所を促進し、ひとり親家庭の就業を図ります。 [目標となる指標]	○	—	市町村
③ 多様な保育サービスの推進 社会情勢や就業形態の多様化や、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を推進し、ひとり親家庭の児童の利用促進を図ります。 [目標となる指標]	○	—	市町村
④ 子育て短期支援事業の推進 保護者の疾病、疲労などによる身体的・精神的負担を軽減する必要がある場合や仕事等の理由により、一時的又は数日間の養育支援等のニーズが生じた際に、児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活援助（ショートステイ）事業や夜間養護（トワイライト）事業等を実施する市町村の実施数の増加を図ります。 [目標となる指標]	○	—	市町村

⑤ 地域の実情に応じた子育て支援サービスの推進

各市町村で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターや子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点事業、子どもを預けたい人と子どもを預かる人が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポートセンター事業等、地域の実情に応じた子育て支援サービスの活用促進を図ります。

[目標となる指標]

項目	現状	目標（R6年度末）
子育て世帯包括支援センター（母子健康包括支援センター）設置市町村数	23市町村（H31.4.1）	42市町村
地域子育て支援拠点施設を設置している市町村数	40市町村（R1.5.1）	42市町村
ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数	33市町村（R1.5.1）	42市町村

○

—

市町村

生 活 支 援

具 体 的 施 策

対象者

ひとり親	寡婦
------	----

実施主体

① ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業の実施支援

ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村を支援します。

○

—

県・市町村

[目標となる指標]

項目	現状（H31.3）	目標（R6年度末）
学習支援事業を実施する市町村数	13市町村	30市町村

② 子ども食堂への支援

ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての子ども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。

○

—

県・市町村

[目標となる指標]

項目	現状（H31.3）	目標（R6年度末）
子ども食堂を実施又は支援する市町村数	6市町村	25市町村

③ ひとり親家庭等情報交換事業の実施

ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。

○

○

県

④ひとり親家庭等の生活の安定を図るために総合的な支援の推進	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県・市町村
ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助などの実施を推進するほか、ひとり親家庭等の生活を総合的に支援することを目的とした、ひとり親家庭等生活向上事業の実施を推進します。			
⑤公営住宅の優先入居の推進	<input type="radio"/>	—	県・市
生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅へのひとり親世帯の優先入居制度を実施します。			
⑥住宅セーフティネット制度の推進	<input type="radio"/>	—	県・市
子育て世帯等を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録や、居住支援を行う法人の指定を推進します。			
⑦DV被害者等の緊急一時保護	<input type="radio"/> (母子のみ)	—	県
DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児（者）を、遠隔地、深夜等の理由で女性相談センターへ移送することが困難である場合に、翌日等に女性相談センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設で緊急一時保護を行います。			
⑧母子生活支援施設への入所保護	<input type="radio"/> (母子のみ)	—	県・市
死別や離婚等により居住先がない等の困難を抱えた母子家庭が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭を母子生活支援施設において保護するとともに、自立促進のための体制づくりを福祉事務所等関係機関とも連携し、支援します。			

5 経済的支援

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、市町村と連携して児童扶養手当の制度の周知徹底を図るとともに、適正な支給を行います。 【児童扶養手当支給額（月額）】 平成31年4月現在 所得制限の規定があり、前年度の所得により支給額が決定されます。 第1子 月額 42,910円～10,120円 第2子 月額 10,040円～5,070円 第3子 月額 6,020円～3,040円 ※前年度の所得が一定以上の場合は支給停止となります。	<input type="radio"/>	—	県・市
② 母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施 経済的自立の助成や生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けを行います。 【資金の種類】 ① 事業開始資金 ② 事業継続資金 ③ 修学資金 ④ 技能習得資金 ⑤ 修業資金 ⑥ 就職支度資金 ⑦ 医療介護資金 ⑧ 生活資金 ⑨ 住宅資金 ⑩ 転宅資金 ⑪ 就学支度資金 ⑫ 結婚資金	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
③ 福祉医療（母子家庭等・父子家庭）制度についての補助 ひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）にかかる経費について補助金を交付します。 ※母子家庭等・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童及び父母のいない18歳到達後の年度までの児童 父子家庭・・・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童	<input type="radio"/>	—	県・市町村
④ 家計管理・生活支援講習会等事業の実施 ひとり親家庭等からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な支援を行うとともに、家計管理や自立につながる内容の講習会を実施します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県
⑤ 児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書の交付 生活の安定を図り、就業・修業支援を行うため、児童扶養手当受給者に対し、旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書を交付します。	<input type="radio"/>	—	市町村
⑥ 研修等による支援体制の整備 児童扶養手当の給付事務や母子父子寡婦福祉資金の貸付事務が適正に実施されるよう、市町村及び関係機関の担当職員に対する研修等を実施し、制度の円滑な活用に努めます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	県

6 地域における活動の促進

具体的施策	対象者		実施主体
	ひとり親	寡婦	
① 母子・父子福祉団体との連携 母子・父子福祉団体に対し、ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携するなど、行政情報の提供を積極的に行い、ひとり親家庭等支援の増進に努めます。	○	○	県・市町村
② 母子・父子福祉団体の活動に対する支援 (一財)岐阜県母子寡婦福祉連合会の団体活動に対する支援として「岐阜県母子寡婦福祉連合会運営費補助金」を交付します。	○	○	県
③ ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業への支援【再掲】 ひとり親家庭の子どもなど、支援に必要な子どもに対する学習支援を実施するとともに、学習支援を実施する市町村を支援します。	○	—	県・市町村
④ 子ども食堂への支援【再掲】 ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての子ども食堂を実施又は支援する市町村に対して、新規開設時や実施内容の拡充時の経費等を補助します。	○	—	県・市町村
⑤ ひとり親家庭等情報交換事業の実施【再掲】 ひとり親が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。	○	○	県

第6章 計画の推進

1 国、県、市町村、関係団体との役割及び分担

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、本計画の推進にあたっては、国、市町村、さらには母子・父子福祉団体等の関係団体と適切に役割を分担しながら、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

特に「就業支援の促進」に関しては、県商工労働部、ハローワークなどとひとり親家庭等の就業支援に関する情報交換会議を定期的に開催するなど、ひとり親家庭等に対する効果的な支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていく必要があります。

(1) 国の役割

① ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行い、効果的な政策展開のための調査・研究の実施、ひとり親家庭等に係る施策の普及啓発、関係者の研修等を行うこととされています。

② 県が市におけるひとり親家庭等施策を効果的かつ効率的に実施するための課題や方策の検討について、地域の実情に応じて支援する体制を整備するとともに、連絡会議等を通じて、県及び市の自立促進計画、施策や取組について情報提供を行うなど、県や市町村に対する支援を行うこととされています。

(2) 県の役割

① 本計画に基づき、ひとり親家庭等の自立支援に向けた総合的な施策を展開します。

② 広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう各種施策の取組状況などについて情報提供を行うなど、連携や支援を図ります。

③ ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業を実施するにあたり、県商工労働部、ハローワーク等関係機関と連携して、ひとり親家庭に対する就業支援情報交換会議を定期的に開催し、ひとり親家庭等に対する効果的な就業支援の検討、情報交換、関係機関への支援要請を行っていきます。

(3) 市町村の役割

① 地域のひとり親家庭等の身近な窓口として相談に応じるとともに、きめ細やかな支援情報の提供を行うことが必要です。

- ② 市においては国の基本方針に即した市の「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定や「母子・父子家庭自立支援給付金事業」をはじめとするひとり親への就業支援事業の実施等、地域の実情に応じたひとり親家庭等施策を推進することが求められています。
- ③ 町村においては、県と連携して、本計画が推進するひとり親家庭等への施策を、地域の実情に応じて推進することが求められています。

(4) 母子・父子福祉団体の役割

- ① 当事者団体である母子・父子福祉団体においては、県内のひとり親家庭等の自立の促進に向けて、事業実施を含む共助活動や雇用促進などの主体的な活動を進めることができます。
- ② 関係機関と連携し、ひとり親家庭等の支援制度を効果的に活用することによりひとり親等の自立促進の求心力として活動を進めることができます。
- ③ 団体会員の高齢化や加入率の低下による組織活動の低下という課題に対し、次世代リーダーの育成や若い世代のひとり親の活動への参加を促進して、団体活動の活性化に取り組むことが求められています。

2 各種計画との連携

「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づく基本計画として県が定めた「岐阜県少子化対策基本計画」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「岐阜県子どもの貧困対策計画」なども兼ねています。

本計画の推進にあたっては、「岐阜県少子化対策基本計画」をはじめとする各種計画に基づく諸施策との連携を図ります。

3 地域との協働

ひとり親家庭等が直面している様々な悩みや問題の中には、実際に生活している地域社会に関わることで解決できる場合があります。そのため、地域住民や団体等による身近な地域支援活動の充実やひとり親家庭等が積極的に地域活動に参加していくことが重要です。さらに民間企業においては、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう職場環境を整えることが求められています。

(1) 地域での活動の推進

民生委員、児童委員、社会福祉協議会、母子・父子福祉団体、NPO 等によるひとり親家庭等に対する地域での支援活動を推進します。またそれぞれの活動を推進するだけでなく、団体間の連携を構築することで、地域の総合的な支援力を向上させます。

(2) ひとり親家庭等の地域活動への参加推進

ひとり親家庭等が身近な地域において、子育てや生活上の悩みや問題の解決に関する様々な情報を得るためにも、自らが積極的に地域のさまざまな団体や行事に参加することが重要です。母子・父子福祉団体等が主催するボランティア活動や地域行事に限らず、子どもの学習支援や子ども食堂など地域の多様な活動に参加することを推進します。

(3) 民間企業における環境整備

ひとり親等の就業を促進するため、「特定求職者雇用開発助成金」や「試行雇用（トライアル雇用）奨励金」などの施策を積極的に活用するよう求めていきます。また、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、子育てを支援する休暇制度の充実や取得促進など雇用環境を改善することが求められています。